

足場等の種類別点検チェックリスト - () 足場用 - (注1)

足場等点検チェックリスト

工事名 () 工期 (~) (注2)
 事業場名 ()
 点検者職氏名 () (注3)
 点検日 年 月 日
 点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4)
 足場等の用途、種類、概要 () (注5)

点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
4 足場用墜落防止設備)の取外し及び脱落の有無(注11)				
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 建地、布及び腕木の損傷の有無				
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				

(注1)

本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび緊結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

(注2)

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第567条第3項、第575条の8第3項、第655条第2項及び第655条の2第2項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

(注3)

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築である者)等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者から指名すること。

(注4)

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第567条第2項及び第665条第2項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期に点検を行う場合もその内容を記入すること。

(注5)

足場等の用途、種類、概要欄は、外装工用わく組足場、内装工用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ(高さ×幅、層数×スパン数)及び設置面等の概要も記入すること。

(注6)

点検事項は、労働安全衛生規則第567条第2項の第1号から第9号及び第665条第2項の第1号から9号までの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画通りかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

(注7)

点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容であり、その内容は、事業者、注文者、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、労働災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

(注8)

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

(注9)

是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。

(注10)

是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

(注11)

手すり、中さん等の足場用墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。

点検の内容例 - 単管足場用 -

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	床材の取付状態は計画通りか 床材は変形したり、損傷していないか 床材は腕木にゴムバンド等で確実に固定されているか 床材と建地の隙間は12センチメートル未満()か 床材は建わくとの間に隙間をつくらないように設置されているか ・ ・ ・ ・ ・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか 建地は、単管ジョイント等で確実に接続されているか 布、腕木は専用緊結金具で確実に取り付けられているか 建地、布、腕木の取付部に緩みはないか ・ ・ ・ ・ ・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	緊結金具(クランプ等)に損傷、腐食はないか 継手金具(ジョイント等)に損傷、腐食はないか ・ ・ ・ ・ ・
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	手すり、中さん、幅木等の取付状態は 計画通りか 手すり、中さん、幅木の脱落はないか 手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか 手すりの高さは85(90)センチメートル以上か 中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か 妻面に手すり及び中さんは設置されているか ・ ・ ・ ・ ・
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無	幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか 幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか 幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか 防網はつり綱で確実に緊結されているか ・ ・ ・ ・ ・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか 敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか 根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ・ ・ ・ ・ ・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか 筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか 専用の壁つなぎ用金具が使用されているか 控えはクランプで緊結されているか ・ ・ ・ ・ ・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	建地、布、腕木に変形、損傷はないか ・ ・ ・ ・ ・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

1 は次の場合であって、床材と建地との隙間が12センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

(1)はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合

(2)はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

点検の内容例 - くさび緊結式足場用 -

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	床材の取付状態は計画通りか 床材は変形したり、損傷していないか 床付き布わくは外れ止めが確実にロックされているか 床材と建地の隙間は12センチメートル未満()か 床材は建地との間に隙間をつくらぬよう設置されているか ・ ・ ・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか 建地は、抜け止めピン等で確実に接続されているか 布のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか 腕木のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか 建地、布、腕木の取付部に緩みはないか ・ ・ ・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	緊結金具(クランプ等)に損傷、腐食はないか 継手金具(ジョイント等)に損傷、腐食はないか ・ ・ ・
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	手すり、中さん、幅木等の取付状態は計画通りか 手すり、中さん、幅木の脱落はないか 手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか 手すりの高さは85(90)センチメートル以上か 中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か 妻面に手すり及び中さんは設置されているか ・ ・ ・
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無	幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか 幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか 幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか 防網はつり綱で確実に緊結されているか ・ ・ ・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか 敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか 根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ・ ・ ・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか 筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか 専用の壁つなぎ用金具が使用されているか 控えはクランプで緊結されているか ・ ・ ・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	建地、布、腕木に変形、損傷はないか ・ ・ ・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	(この項目は、この点検内容例には記載されていません)


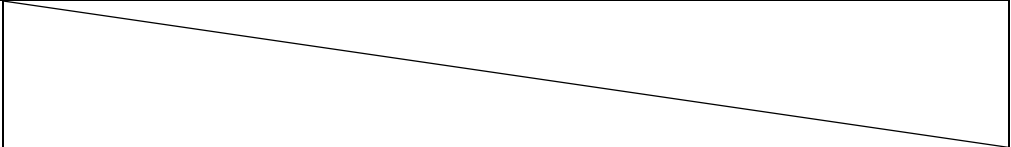
1 は次の場合であって、床材と建地との隙間が12センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

(1) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合

(2) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

また、はり間方向における建地の内法幅が64センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造の鋼管用足場の部材で、平成27年7月1日現にあるものが用いられている場合は適用されないこと。

点検の内容例 - つり（棚）足場用 -

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	床材の取付状態は計画通りか 床材は変形したり、損傷していないか 床材は根太、つり桁に番線等で確実に固定されているか 床材は、隙間なく設置されているか ・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	根太、つり桁の設置状態は計画通りか 根太はつり桁に緊結金具等で確実に固定されているか 根太、つり桁に変形、損傷、腐食はないか ・・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ・・・・・・・・・
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	手すり、中さん、幅木（側板）の取付状態は計画通りか 手すり、中さん、幅木の脱落はないか 手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか 手すりの高さは 85（90）センチメートル以上か 中さんの高さは 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下か ・・・・・・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無	幅木（側板）、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか 幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか 幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか 防網はつり綱で確実に緊結されているか ・・・・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	筋かい、控え、振れ止めの取付状態は計画通りか 筋かい、控え、振れ止めは取り外されていないか ・・・・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	チェーンリンク等のつり部材、つり元金具、フックに亀裂、変形、腐食はないか つりチェーン間隔は設計どおりか つり金具はつり桁と確実に固定されているか ・・・・・・・・・